

半田市人事評価苦情相談等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市職員人事評価実施規程(平成28年半田市訓令第5号)第15条第6項の規定に基づき、苦情相談及び苦情処理の申立てに係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口)

第2条 二次評価者を苦情相談窓口とする。

(苦情相談への対応等)

第3条 二次評価者は、苦情相談を受け付けたときは、被評価者の意向を確認した上で、評価結果の理由について説明を行い、被評価者が納得できるよう努めるものとする。

2 二次評価者は、苦情相談が終了してもなお、被評価者が納得し得ないという場合には、被評価者に対し、第5条に規定する半田市人事評価苦情処理審査委員会に苦情処理の申立てを行うことができる旨説明するものとする。

(苦情処理の申立て)

第4条 前条第2項に規定する苦情処理の申立ては、人事評価苦情処理申立書(様式第1号)により行うものとする。

(苦情処理審査委員会)

第5条 被評価者からの苦情処理申立てを審査するため、半田市人事評価苦情処理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は企画部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 市民経済部長

(3) 福祉部長

(4) こども未来部長

(5) 建設部長

(6) 教育部長

(7) 市議会事務局長

(8) 環境水道部長

(所掌事項)

第7条 委員会は、苦情処理申立てに係る評価結果の妥当性について審査する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査が委員の苦情に係るものであるときは、当該委員は、会議に参加することができない。

6 委員長は、苦情処理申立書が提出された日から1か月以内に委員会を開催し、審査の終了した日から3か月以内に審査報告書を作成するものとする。

（関係者の出席）

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

（苦情の審査結果通知）

第11条 委員長は、審査の結果を、被評価者並びに当該被評価者の一次評価者及び二次評価者（以下「評価者」という。）に対し、人事評価苦情処理審査決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（再評価）

第12条 前条に規定する通知が再評価を要する旨のものであるときは、当該通知を受けた評価者は、直ちに、被評価者について再評価を行い、その再評価の結果を被評価者に開示するとともに、人事課長に提出するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

人事評価苦情処理申立書

年 月 日

半田市人事評価苦情処理審査委員会委員長 殿

申立者
所属
補職名
氏名

年度の評価結果に係る苦情処理について、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 評価結果を開示された日
年 月 日
- 2 苦情処理申立ての内容

様式第2号(第11条関係)

人事評価苦情処理審査決定通知書

年 月 日

様

半田市人事評価苦情処理審査委員会委員長 印

年 月 日付けで申立てがあった苦情処理について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 評価結果が妥当である
(理由)

2 再評価を要する
(理由)